

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 6 月 11 日（金）第 216 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 1
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（3件）（障害福祉課取扱い） 1
 ○ふ化業者の登録（畜産課取扱い） 2
 ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 2
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第715号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 3 年 6 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字渡連字池尻原968番，字脇田原1008番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第716号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 3 年 6 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
株式会社大島調剤薬局	奄美市名瀬真名津町6番3号	令和3年	育成医療・更

		4月1日	生医療
--	--	------	-----

鹿児島県告示第717号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年6月11日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
青雲会病院	始良市西餅田3011番地	令和3年6月1日	更生医療

鹿児島県告示第718号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年6月11日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
合同会社 Big Smile	薩摩川内市平佐町1822番地1	びっぐすまいる訪問看護ステーション	薩摩川内市平佐町1872番地グランドール平佐11号館	令和3年6月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第719号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

令和3年6月11日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
鹿ふ登第3の1号	令和3年6月1日	令和6年5月31日	株式会社ウェルファムフーズ霧島事業所 霧島市国分清水四丁目28番29-33号	株式会社ウェルファムフーズ霧島孵卵場 霧島市国分郡田4535番地1

北薩地域振興局告示第13号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和3年6月11日

北薩地域振興局長 千代森修一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
企業組合労協センター事業団放課後等デイサー	出水市高尾野町大久保555-1	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋I S P タマ	田嶋 羊子	令和3年6月1日	放課後等デイサービス

ビスすまいる来 やん			ビル			
starting up BA SE	薩摩川内市御陵 下町7番67号	合同会社 a h m	薩摩川内市御陵 下町38番16号	鎌田 弘恵	令和3年 6月1日	放課後等 デイサー ビス

大隅地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和3年6月11日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
障がい者就労支 援センター愛・ あいネット	鹿屋市旭原町 3593番地27	特定非営利活動 法人愛・あいネ ット	鹿屋市旭原町 3593番地27	柳井谷昭平	令和3年 4月1日	生活介護
就労移行支援事 業所P A S S	志布志市志布志 町志布志三丁目 2317番地1	特定非営利活動 法人くろしお会	曾於郡大崎町神 領1418番地2	大崎 辰夫	令和3年 4月1日	就労移行 支援
昼処武者武者	志布志市志布志 町志布志2-2 -23	特定非営利活動 法人くろしお会	曾於郡大崎町神 領1418番地2	大崎 辰夫	令和3年 4月1日	就労継続 支援A型